

令和7年9月会議

一般質問 参考資料

東芝 弘明 議員

動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）

第六章 罰則

第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる

二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

保管することその他の虐待を行つた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。



猫の一時保管に使っているプレハブ

本庁舎西のごみ保管場所のあるエリア。この一番西の北にあるプレハブ。
ここで野良猫を一晩保管して、翌日、避妊去勢手術をしてくれる医院に搬送している。しかし、このプレハブには空調設備がなく、夏はうだるような暑さになる。冬は寒い。空調の機器設置が必要だと考える。

猫が死んだらどうなる？

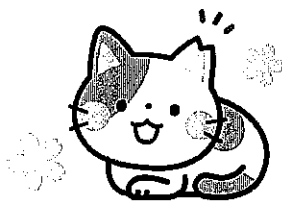
動物愛護管理法上の責任

自治体の責任は重い

- 意図的な虐待 もし管理の不十分さが意図的なものであれば、動物愛護管理法違反（虐待）として刑事罰の対象となる可能性があります。
- 過失による死 意図的でなくとも、管理の不十分さが極めて悪質であると判断された場合、社会的な非難を浴びるだけでなく、動物愛護管理法の趣旨に反するものとして、行政処分や改善命令の対象となる可能性があります。

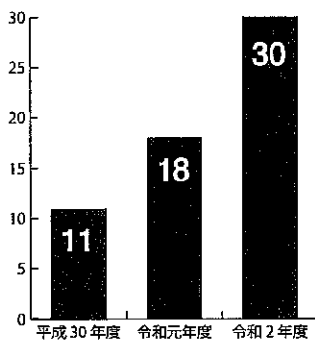
地域猫活動はどうして必要なのか

自治体から見ると法律による要請



地域猫活動は、さまざまな理由で野良猫となった猫に不妊去勢手術をして、元の場所に戻し、一代限りの猫の命を全うさせる活動のことです。地域の人や餌やりボランティアが決められた時間に決められた場所で餌を与え、ふん尿の後始末や掃除をするなど、生活環境の悪化を防止しながら、その数と被害を減らしていく方法として考案されました。地域猫は、不妊去勢手術の麻酔後に耳をV字カットし、耳の形が桜の花びらのように見えることから「さくらねこ」と呼ばれています。

市内の地域猫対策計画の認定数



野良猫問題とその対策
野良猫のふん尿の臭いや発情期の鳴き声の苦情、無秩序な餌やりによる近所とのトラブル・相談が、市や保健所に多数寄せられています。これを受け、和歌山県では、平成29年4月から地域猫対策を推進しています。野良猫への対策をしようとする人が「地域猫対策計画」を作成し、県に申請することで、餌やりや不妊去勢手術、排せつ物処理などが適正であれば認定を受けることができます。市内の認定数は次のとおり年々増加傾向にあります。

地域猫活動とは

猫との触れ合いや、SNSなどの猫に関する動画は、多くの人の心の癒しとなつています。しかし一方では、野良猫の増加により、ふん尿や鳴き声などに対する苦情、餌やりに関する近所同士のトラブルなどが増えています。この特集では、野良猫に対して、市が市民やボランティア団体と協働で取り組んでいる地域猫活動について紹介します。

【生活環境課】

地域猫を知っていますか？

(橋本市広報 2022年2月より)

かつらぎ町の地域猫の実績

	避妊	去勢	耳カットのみ	合計
2023年（令和5年）	35	36	1	72
2024年（令和6年）	109	75		184
合計	144	111	1	256

(かつらぎ町住民環境課調べ)

猫は猫算式に増える

1頭のメス猫が・・・



1年後には20頭以上



2年後には80頭以上



3年後には2000頭以上



★メス猫は生後4～12ヶ月で子猫を産めるようになり、年に2～3回出産可能とされ、1回に1～8頭ほどの子猫を産みます。

★犬も増える速度は違いますが同様です。メス犬は生後6～9ヶ月で子犬を産めるようになり、年に2回出産可能とされ、1回に1～10頭ほどの子犬を産みます。

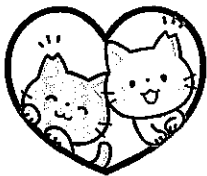
(環境省のパフレット 「もっと飼いたい? 犬や猫の複数頭・多頭飼育を始める前に」 から抜粋)

地域猫活動 (TNR活動) とは何か

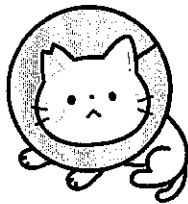
TNR活動って?

「公益財団法人どうぶつ基金」が平成17年から動物愛護事業として行なっている取組みで、野良猫を捕獲器で捕まえ、これ以上不幸な猫が増えないように不妊手術を行い、その猫が暮らしていた場所に戻します。

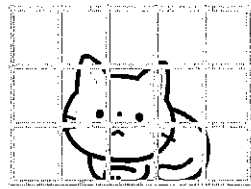
3 Return(リターン)
元の場所に戻す



2 Neuter(ニューター)
不妊手術を行い



1 Trap(トラップ)
捕獲して



猫と共に暮らす

飼猫の寿命が、10年から15年に対し、野良猫の寿命は、3年から5年といわれています。これは、猫が自然環境下で生きることの過酷さを物語っています。

猫が好きな人も嫌いな人も、それぞれの考え方がある中で、人と猫が共生して穏やかに暮らせるよう地域猫活動が生まれました。

不妊去勢手術を終えた地域猫が、わずか3年から5年の短い命を全うして暮らせるよう、地域の皆さんの温かい見守りをお願いします。

無責任な飼い主が猫を捨てることで野良猫となります。また、猫を遺棄することは犯罪ですので、絶対にしないでください。



(橋本市広報 2022年2月より)

多頭飼育の崩壊

飼い主が世話できる数以上に犬や猫を増やしてしまい、ついには世話ができなくなり破綻してしまう事例が発生し、大きな社会問題になっています。

◆不十分な世話は虐待

安易に数を増やした結果、飼い主の経済力や世話がいつかないため、犬や猫は十分な食餌も水も与えられず、糞尿の掃除も行き届かない劣悪な環境の中に閉じ込められます。このように世話を怠って犬や猫を苦しめるのは虐待です^{*1*2}。人との温かいふれあひもなく、体も心も不健康な状態に置かれた犬や猫は健康状態も悪く、社会性もなく、人に慣れていないため、飼い主の生活が破綻し行き場を失ったとき、新しい飼い主を見つけるのは困難を極めます。自治体や動物愛護団体などが協力して新しい飼い主をさがす努力をしますが、全てに温かな家が見つかるとは限りません。



劣悪な環境に置かれた犬たちは、ストレスで吠えるなどの異常行動を示します。このような場所に飼えなくなった犬や猫を置いていく人も同罪といえるでしょう

◆飼い主のいいわけ

多くの場合、このような飼い主本人は、自分を捨てられた動物を助ける「やさしい」人だと言います。しかし、不適切な飼われ方をされた犬や猫は、飼い主の無責任な「やさしさ」の犠牲となっているのが現実であり、近隣住民は悪臭や騒音など住環境の悪化などで多大な被害をこうむっています。動物の命は、中途半端なやさしさを自己満足させるための道具ではありません。



◆飼い主の勝手なイメージと現実とのギャップ

コマーシャルの映像等から勝手に「ペットとの楽しい暮らし」をイメージしたり、流行の犬や猫が欲しくて安易に数を増やしたあげく、動物同士の関係がうまくいかなかったり、イメージと現実のギャップに嫌気がさして、捨てたり、世話を怠る例も増えています。このような

行為は、飼い主の身勝手でしかありません^{*2}。犬や猫を2頭以上飼おうと考えている方は、誰でもこのような不適切な多頭飼育とその崩壊に陥る可能性があることを考えて、頭数を増やすことを慎重に考えてください。



多頭飼育によって周辺の生活環境が損なわれている場合、知事等が飼い主に改善勧告・命令を行います。命令に従わなかった場合は20万円以下の罰金に処せられます。

*2: 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年10月1日法律第105号)

第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行った者は、五十万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、五十万円以下の罰金に処する。

4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

一 牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひる

二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

*3: 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年10月1日法律第105号)

第二十五条 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管に起因して周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

三 第二十五条第二項の規定による命令に違反した者

(環境省のパンフレット 「もっと飼いたい? 犬や猫の複数頭・多頭飼育を始める前に」 から抜粋)

地域猫活動にとって必要だ と思われる具体的な提案

1. 役場の一時預かり所にエアコンを設置すること
2. 捕獲器の確保のために予算を組むこと
3. 地域猫活動を支えるため、餌の費用に予算を組むこと、餌の寄附を住民から求めること、町としてクラウドファンディングに取り組むこと
4. 飼い猫への不妊・去勢手術の補助金を野良猫にも活用できるよう広げること
5. 地域住民に対し猫の飼い方及び地域猫活動の啓発をおこなうこと
6. 譲渡会を実施し、飼い猫への移行を図ること
7. 大阪府内にいくつかある「どうぶつ基金」対応の医院への搬送の仕組みについては、搬送方法の新しいモデルを構築すること
8. 県にも相談しつつ、近隣市町村と協力して、動物病院の中に「どうぶつ基金」の仕組みを活用した地域猫の不妊・去勢手術ができるような協力病院を増やすこと（近隣町村との協力が不可欠なのは、本町に動物病院がないという事情がある）
9. 県に働きかけ、県の地域猫活動の方針を改善してもらうこと



道路等の要望に関する早期対応3箇年計画（案）

事業名	3箇年計画 (R7.8一部見直し)	うちR7予算	当初3箇年計画 (R7.4)	比較
農林業基盤整備単独事業	2550万円	800万円	3750万円	△1200万円
	55件	17件	56件	△1件
道路維持管理費	1億2000万円		1億200万円	1800万円
	25件		25件	
個別施設計画	1億350万円	2650万円	6300万円	4050万円
	8件	8路線	8件	
新設道路改良	1億5600万円		5500万円	1億100万円
	14件		14件	
緊急自然災害防止対策事業	7380万円	7380万円	7380万円	0
	5件	5件	5件	
路面性状調査、舗装修繕	9700万円		7000万円	2700万円
	(想定8件)		(想定7件)	
下排水路	900万円		0	900万円
	9件		0件	+9件
河川維持	2100万円		0	2100万円
	12件		0件	+12件
総合計	6億580万円	1億830万円	4億130万円	2億450万円
要望対応件数（道路関係）	107件	23件	108件	△1件
要望対応件数 （河川・下排水路関係）	21件		0件	+21件

（建設課調べの資料を基に作成）

計画に対する予算化は17.9%

道路関係の件数は21.5%

（1億830万円÷6億580万円）

道路関係 23件÷107件

新たに増えた要望は21件